

学習能力開発財団学会会則

第1条(名称)	本会を「学習能力開発学会」と称し、英語名を Learning ability Development Society とする。
第2条(事務局)	本会は事務局を宮城県仙台市青葉区中央3-1-24 荘内銀行ビル5Fに置く。 東京事務所を東京都中央区日本橋久松町 6-9 コリゴ日本橋ビル1Fに置く
第3条(目的)	本会は、個人の学習能力及び組織の学習能力の向上 を研究することに目的を置く。
第4条(活動)	本会は第3条の目的達成のために、次の活動を行う。 1.総会・研究大会の開催 2.研究活動、研究会、調査報告ワークショップ、講演会などの開催 3.その他、本学会の目的を達成するために必要な事業
第5条(会員)	本会の会員は次の各項にあげる者をもって有資格者とする。 1 各関連分野における教育・研究に従事している者。 2.社会人としての実務経験を2年以上有し、修士課程(博士課程前期課程)に在籍する者。 3.修士課程の修了者。 4.大学卒業後、社会人として4年以上の実務経験を有し、関連する研究に取り組んでいる者。 5.企業もしくは団体の経営者および管理職に従事する者。 6. この学会の趣旨に賛同し、その事業にも参加を希望する法人。 7.その他、本学会が認める者。
第6条(入会等)	本会に入会を希望する者は、所定の書類を添えて事務局に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。会員にこの学会の名誉を傷つける行為や目的に反する行為があった場合、または理事長が本会の会員に相応しくないと判断した場合には、その会員を除名することができる。会員が退会を希望するときには、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会できる。
第7条(会費)	本会の活動を維持する会費は、年間15,000円とする。
第8条(役員)	本会には次の役員を置く。 1.理事長 2.理事 3 事務局長 4 監事
第9条 (役員の任期)	本会の役員任期は次の通りとする。 1.役員の任期は3年とする。ただし、重任は妨げない。

第 10 条 (役員の仕事)	<p>各役員の仕事は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理事長は、本学会を代表しその業務を総理する。 2. 理事は、理事会を通じて業務の執行に参画する。 3. 事務局長は、役員の仕事を補佐する。 4. 監事は、この学会の会計および業務を監査する。
第 11 条(顧問)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本会に顧問をおくことができる。 2. 顧問の委嘱は理事会の推薦にもとづき総会の承認を経て理事長がこれを行う。
第 12 条(総会)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本会は、研究大会の時に総会を招集・開催する。 ただし、理事長において必要があると認める時、臨時総会を招集・開催することができる。 2. 総会運営の細則については別途定めることとする。
第 13 条 (年度)	<p>本会の年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、設立年度は、設立時より翌年 3 月 31 日までとする。</p>
第 14 条 (会則改訂)	<p>本会の会則の改訂は、会員が構成する総会の議を経て行う。</p>
附則	<p>本会の運営に必要な細則は、理事会の発議により理事会において決定する。</p>